

2020年夏季安全衛生取り組みに対し申入れが行われました

(申入れ日:2020年6月22日)

【取り組み期間】

夏期災害絶滅強調月間の設定

- ・ 2020年7月1日(水)～9月30日(水)

【取り組み内容】

災害防止を目的とした申し入れについて

1. 全部門共通

- ・ 安全衛生教育の効果的な実施。
- ・ 熱中症に対する予防対策の実施。
- ・ 昼休憩は、十分な休息がとれる施工計画の推進。
- ・ 年次有給休暇、レインボー休暇等の組み合わせによる連続休暇取得の推進。
- ・ 毎週水曜日を基本に週一回のノー時間外デーの実施。
- ・ 7月15日から8月15日を基本に1ヶ月間は特に計画的な時間外と休日出勤を避ける施工体制の推進。

2. 現場作業従事者

- ・ 重点監視、監督業務の徹底。
- ・ 間接活線工法の積極的な活用。
- ・ 活線・接近作業について作業者が偏らない人員配置と工事計画の推進。



申入書を受け取る

原田総務部長
(左側)

申入書を手渡す

鈴木委員長
(右側)